

平成二十四年一月七日（月）晴

昨年、十一月一日を古典の日と定めらる。根據として紫式部日記の寛弘五年（一〇〇八）十一月一日の條に、藤原公任の言葉として「若紫やさぶらふ」とあり、源氏物語初めて歴史的文献に登場せりと云々。

源氏物語が我が國文化の代表的古典なるは論を俟たずと雖も、現存最古の文献たる古事記序文の日附け和銅五年（七一〇）正月二十八日にこそ因むべけれど思ふも、執拗なる贋作説に遠慮せるか、但し建國記念の日は、記・紀の記述に基きをり。

舊臘、東京グラフィックサービス工業會の専務理事にして、國語問題協議會執行理事の齋藤成氏より、古典の日衆參兩院の議決により成立したるは、我が國文化にとり劃期的の快擧なれば、我が工業會の機關誌「東京グラフィックス」に一文を載すべしとの依頼あり、原稿の制作にかかる。

昭和二十二年制定の教育基本法の前文に「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化を創造」とあるは、各共同體に「特有の文化」はあれど、世界共通、普遍的文化など有り得べくもなきに、恐らくは當時盛んなりし社會發展段階説の最終段階を想定せるものの如し。平成十八年、第一次安倍内閣にて之が改訂となり、前文は「傳統を繼承し、新しい文化の創造を目指す」とし、更に第二條に第五項として「傳統と文化を尊重」を加ふ。茲に於て漸く我が國文化を教育の中心に据うるの法的根據を得たり。實に制定後五十九年後の事なり。その五年後の昨年古典の日制定は改訂教育基本法が根付き始めたる驗とも言ふべく寔に喜ばしけれど、庶民に至るまで讀み嗣ぎ學び繼ぎ來たりて江戸時代に至れる古典をば、明治の御一新、更には戦後の國語改革にて、「脱古典」として捨て去りて久しきは畢竟我が國文化を貶しめ、延いて國運を誤るに至れりと返す返す悔まる。

一方古典の表記に關してはなほ客觀情勢必ずしも樂觀を許さず。今や身近の古典となりたる明治大正の名文、文庫本にて完膚無きまでに新假名遣に革められて、復舊の見通しなきはさらなり、既に上記教育基本法改訂の直後、平成二十年には現職の文科省主任教科書調査官著書を出版して、「新假名遣にて古典を書く」を提案す。また憲法の改正を求むる保守系勢力さへ公然と憲法表記の新字・新かなへの轉換を主張す。されど吾印刷業界に身を置く者として、徒らに悲憤慷慨せず、古典の覆刻等を通じての貢獻あるべしと信じ、正しき文語表記を可能にする體制整備に邁進するの所存なり。加へて我が文語の苑各地に文語教室を開き、古典への遙けき道を開かむとするは、恰も契沖、宣長の苦心の一端を擔ふと自負するものなり。

斯く考へて原稿漸く成り、通常横書きの機關誌に齋藤専務の御好意により、見開二頁を提供せられ、弊社にてキャンオン製ソフト「エディカラー10・0」を使用、縦書き、正字・正かなの版下を制作、そのPDF版を納入す。